【院内掲示義務等】2026/6 月版

社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会

稲毛診療所

1. 保険医療機関の指定を受けている旨の掲示

当院は保険医療機関の指定を受けています。

2. 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

◎明細書発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進する観点から、診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。
明細書の発行を希望されない方は受付にその旨をお申し出ください。

◎千葉厚生局へ届出を行っている届出項目一覧

当院では厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、千葉厚生局長に届出を行って診療をしております。

- **機能強化加算**
- **外来感染対策向上加算**
- **連携強化加算**
- **サーベイランス強化加算**
- **電子的診療情報連携体制整備加算（3）**
- **在宅療養支援診療所（支援診 2）**
- **在宅時医学総合管理料及び施設入院時等医学総合管理料、**
- **在宅がん医療総合診療料**
- **外来在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**

3. 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されている項目

◎機能強化加算

外来医療における適切な役割分担を担い、専門医療機関への受診の要否の判断等を含め以下のとおり対応を行っております。

1. 患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っております。
2. 専門医師または専門医療機関への紹介を行っております。
3. 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じております。
4. 保健福祉サービスに関する相談に応じております。
5. 診療時間外を含む、緊急時のお問い合わせに応じております。情報提供など対応させていただきます。

◎一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。
一般名処方（薬剤の商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること）によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。医薬品の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明いたします。

◎外来感染対策向上加算

厚生労働省の定める基準に基づき「外来感染対策向上加算」を算定しております。
院内感染予防対策として、下記のような院内感染防止対策に取り組んでおります。

1. 院内には感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者を配置のうえ、感染対策の実施状況の確認や職員への指導、マニュアルの整備・見直しを行っています。また、全職員を対象とした感染対策研修を定期的に実施し、標準予防策（手指衛生、マスク、手袋等の個人防護具の適切な使用）を徹底しています。
2. 発熱や感染症が疑われる患者さんについては、動線や診療時間の調整などにより、他の患者さんとの接触を最小限とする体制を整えています。
3. 感染症発生時には原因の速やかな特定と改善策の実施を行うとともに、関係機関への報告を適切に行っております。

4. 地域の医療機関や医師会と連携し、研修や訓練への参加を通じて、感染対策の質の向上に努めています。
患者さんおよびご家族の皆様に安心して受診していただけるよう、引き続き安全な医療環境の確保に努めて参ります。

◎電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めております。

・診療内容の明細書を無料発行しております。

・国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定しております。

医療ＤＸ推進体制整備について以下のとおり対応を行っております。

1. オンライン請求を行っております。オンライン資格確認を行う体制を有しております。
2. オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を診察室等で閲覧または活用できる体制を有しております。
3. 電子処方箋を発行する体制を準備中です。（電子カルテメーカーと協議中です）
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの準備中です。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。
6. 医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

今後も診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。